

〔研究ノート〕

個人事業が抱える会計情報の問題について

渡 邊 圭

1. 問題提起

総務省が2016年2月に公表した「平成26年経済センサス—基本調査（参考表5）」によれば、我が国の全企業数は3,820,338社（従業員数47,935,462名）と示されており、そのうち大企業は11,987社（従業員数14,579,309名）であり、中小企業は3,808,351社（従業員数33,356,153名）であり、中小企業のうち小規模企業者は3,238,838社（従業員数11,086,291名）と示されている。全企業数を100%とした場合、大企業は0.31%（従業員数30.41%）、中小企業は99.69%（従業員数69.59%）となる。中小企業のうち小規模企業者は85.05%（従業員数33.24%）と示すことができる。大企業と中小企業の区分は、中小企業基本法による定義により区別されている⁽¹⁾。

また、中小企業庁が2014年4月に公表した「個人事業主を巡る状況と事業承継に係る課題について」には、我が国の企業のうち個人による小規模企業者は54.8%と示されており、いわゆる個人事業により経営する企業の割合が多いことがわかる⁽²⁾。

中小企業庁調査室が2017年4月に公表した「2017年版小規模企業白書 概要」によれば企業規模を拡大せず持続的成長を行う企業の8割が小規模企業者と示されている⁽³⁾。我が国は、創業100年以上の企業数が世界で最も多い国であり、帝国データバンクが2019年1月に公表した「『老舗企業』の実態調査」によれば、創業100年を超える企業数は

(1) 中小企業基本法における「中小企業」とは、同法2条に示されている。

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	企業形態	業 種
2条1項1号	3億円以下	300人以下	会社及び個人	製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
2条1項2号	1億円以下	100人以下	会社及び個人	卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
2条1項3号	5,000万円	100人以下	会社及び個人	サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
2条1項4号	5,000万円	50人以下	会社及び個人	小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

また、同法5項には、「『小規模企業者』とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう」と示されている。

(2) 中小企業庁「個人事業主を巡る状況と事業承継に係る課題について」2014年4月、3頁。

(3) 中小企業庁調査室「2017年版小規模企業白書 概要」2017年4月、17頁。

33,259社と示されている。世界最古の企業といわれる株式会社金剛組（建設業）は創業578年であり、資本金3億円の非上場会社である。また、株式会社ういろ（製造・販売業）は創業1368年であり外郎家が代々、薬や菓子を作り分家も暖簾分けもしないで経営を営んでいる。我が国では、いわゆる老舗企業が最も多く採用している形態が非上場会社で創業家が経営をしているスタイルである。創業300年以上の企業のうち45%が上述した非上場会社で、創業家が経営をしている企業形態を採用しているのである⁽⁴⁾。

我が国では、家族経営またはファミリービジネスといった店と奥が一体となり経営を営み、家庭が崩壊すると事業の崩壊にも繋がることから、これを回避するために一般的な規模の拡大という企業成長とは異なり、規模の拡大をしないで持続的な成長をする個人事業が我が国には存在するのである。

一方で、2019年12月13日に帝国データバンクが公表した「特別企画：飲食店の倒産動向調査（2019年）」によれば、倒産企業数が年々増加傾向にあるという調査結果が示された。今後、さらに個人事業においても経営者が会計情報を通じて、自ら自社の適正な事業評価を行うことができ、財政状態及び経営成績等を把握しながら事業を展開することが求められる。

しかし、実質的な個人事業の会計情報は、会計や税法の規制という個人事業特有の会計構造から会計情報が不明瞭となっている。そこで、本稿は個人事業が抱える会計情報の問題について実務的な側面を中心に考察を行う。

2. 事業の実態に対応しない会計情報

我が国では、上述した通り全企業と比較して個人事業の割合は多い。そのため、資本と経営が分離した、いわゆる上場企業をベースとする会計基準ではなく中小企業に対応した会計基準の整備が行われている。中小企業に関する会計基準の整備は一定水準の構築がなされており、今後、収益認識や電子マネー取引等の新たな取引についての制度的整備が必要になると考えられるが、これらの研究については今後より発展していくと考える。

しかしながら、個人事業ないし中小企業の会計制度は整備されつつあるものの企業の現場レベルでは、会計制度に準拠した会計処理が行えるインフラ整備が整っていないのが現状である。これは、中小企業庁の統計資料や先行研究からも指摘されており、具体的な事例による個別の対策案がいくつか示されているものの未だ解決には至っていない。

個人事業の会計情報について、実質的な財政状態や経営成績等が財務諸表を通じて示されない原因について考察する。我が国には個人事業を含むすべての中小企業を対象とされた会計基準として中小企業簿記要領がある⁽⁵⁾。資本と経営が未分離という意味では法人化された中小企業と個人事業の実態はほぼ同質であるが、理由については後に述べる。そこで、我が国の中小企業に関する会計基準について中小企業簿記要領から遡り整理する。

我が国では、1950年に青色申告制度が導入され、「正確な会計帳簿」の必要性が認識さ

(4) グロービス経営大学院『創業300年の長寿企業はなぜ栄え続けるのか』東洋経済新報社、2014年、27頁。

(5) 中小企業簿記要領以外にも、①中小企業庁編集『中小会社経営簿記要領』税務経理協会、1964年。②中小企業庁指導部編集『小売店経営簿記要領解説』國元書房、1950年。等がある。

れてきたため、中小企業向けに経済安定本部企業会計制度対策調査会が「中小企業簿記要領」を1949年に公表した。「中小企業簿記要領」には序章で簿記を行う目的として次の3点が示された⁽⁶⁾。

- (1) 正確なる所得を自ら計算し課税の合理化に資すること。
- (2) 融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業円滑化に資すること。
- (3) 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること。

我が国における中小企業会計に対する問題意識の萌芽をみることができる。中小企業簿記要領の目的は①課税の合理化、②中小企業金融の円滑化、③事業経営の合理化であり、中小企業は資本と経営が未分離、かつ、経営者自身が株主というケースが多い。そのため、中小企業経営者が正確な会計帳簿に基づき自ら正確な所得を計算し、事業の状況を自ら融資の際に説明し、自社の財政状態及び経営成績等を自己報告により理解することが必要であるとされたのである⁽⁷⁾。

我が国での所得税（不動産所得、事業所得、山林所得のある者）は、納税者が自ら税法に従い課税所得金額と納めるべき税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しており、一定水準の記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする人については、所得金額について有利な取扱いが受けられる青色申告制度がある⁽⁸⁾。このことから、中小企業簿記要領は個人事業（事業所得者、個人事業主）も対象とされる基準であるといえる。

また、中小企業簿記要領には「簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して整理しなければならない（事業会計・家計区分の原則）」⁽⁹⁾と示されており、この原則と比較されているのが企業会計原則一般原則3「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない（資本取引・損益取引区分の原則）」であることから個人事業が対象とされる基準であると読み取ることができる。

その後、我が国では、中小企業に関する会計基準として、日本税理士連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会が2019年2月27日に公表した「中小企業の会計に関する指針（平成31年版）」（以下、「中小指針」とする）と中小企業庁と金融庁が共同で「中小企業の会計に関する検討会」を実施し、2012年2月1日に「中小企業に関する基本要領」（以下、「基本要領」する）が公表された。

中小企業庁によれば、「中小指針」は会計参与設置会社（ここでいう会計参与とは、経営者と共同名義で会社の決算書類等を作成する専門家のことであり、公認会計士や税理士にこの資格が認められている。）が計算書類等を作成する際に利用し、「基本要領」は、「中小指針」と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としている⁽¹⁰⁾。

(6) 経済安定本部企業会計制度対策調査会編集『中小企業簿記要領』大蔵財務協会、1949年、1-2頁及び河崎照行『最新 中小企業会計論』中央経済社、2016年、32頁を参照。

(7) 河崎照行『最新 中小企業会計論』中央経済社、2016年、27-28頁。

(8) 国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>（アクセス：2020年1月9日）。

(9) 経済安定本部企業会計制度対策調査会編集『中小企業簿記要領』大蔵財務協会、1949年、6-7頁。

(10) 中小企業庁『『中小会計要領』の手引き』2012年4月、4頁。

この2つの基準のうち、先に公表されたのは「中小指針」であった。しかし、「中小指針」は中小企業にはハードルが高いと評され、普及しなかったため「基本要領」が作成された背景がある⁽¹¹⁾。「中小指針」を適用した企業は、中小企業庁が2012年8月23日に公表した「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」によると17%となっている⁽¹²⁾。

この結果をみると、「基本要領」の役割は普及という面においても重要性が高いと考えられる。「基本要領」の内容は、我が国の企業会計原則と類似している点が多く見受けられる。企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものである。

「基本要領」の会計思考は期間損益計算であり、企業会計原則の会計思考を受け継いでいる。ここで、日本企業の形態と適用される会計基準を整理してみる。

表1 「日本企業の分類と適用される会計基準」

区 分	会社数	割 合	連 結	単 体
上 場 会 社	約 3,900 社	0.16%	国際会計基準の任意適用 日本基準（連結先行でコ ンバージェンス）	日本基準
①金融商品取引法 適用会社 (上場会社以外)	約 1,000 社	0.04%		
②会社法適用大会社 (資本金5億円、又は、 負債総額200億円以上)	約 10,000 社	0.40%	作成義務 な し	日本基準 (注) 簡略化
③上記以外の株式会社	約 260 万会社	99.4%		中小指針 基本要領

出所：中小企業庁「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」2010年8月30日、20頁を参考に作成。

表1をみると、我が国では中小企業がほとんどの割合を示している。このことから、「中小指針」と「基本要領」が作成された意義は会計制度のインフラ整備という意味でも意義がある。それでは、これらが対象とされる具体的な企業形態を整理してみる。

「基本要領」においては、会社法で規定されている特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社（金融商品取引法適用会社と会社法上の会計参与設置会社を除く）が適用される。以下の表で適用会社を整理する。

(11) 山下壽文『要説 中小企業会計基本要領—中小企業版IFRSとの比較・会計処理のポイント—』同友館、2012年、1頁。

(12) 中小企業庁「平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果」2012年8月23日、42頁。

表2 『中小指針』と『基本要領』の適用会社

適用会社	
中小指針	基本要領
1. 特例有限会社 2. 合名会社 3. 合資会社 4. 合同会社 5. 株式会社（金融商品取引法適用会社並びにその子会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く）	1. 特例有限会社 2. 合名会社 3. 合資会社 4. 合同会社 5. 株式会社（金融商品取引法適用会社と会社法上の会計参与設置会社を除く）

出所：日本税理士連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針（平成31年版）」2019年2月27日、2頁。

中小企業庁・金融庁「中小企業に関する基本要領」2012年2月1日、1頁。参照

このうち、合名会社・合資会社・合同会社は、会社法上「持分会社」として位置づけられる。「中小指針」や「基本要領」は、これらの企業について中小企業と定めており、このような、株式会社や持分会社を対象とするため、報告という面よりも経営者の事業の状況把握という面が重視されている。

「中小指針」は、報告を重視した側面を有しているため、上記で述べたように中小企業で普及しなかったことがわかる。これを踏まえて「基本要領」の基本概念に触れていくことにする。「基本要領」では、「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである」⁽¹³⁾と示されている。また、この考え方の前提には以下のような内容を踏まえている⁽¹⁴⁾。

1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
2. 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
3. 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
4. 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

「1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」とは、経済行為の測定し適正な期間損益計算を行うための創設規定であると考えられる。会計において、測定とは、その対象物を貨幣的に評価する行為である⁽¹⁵⁾。会計において、企業における経済事象を、貨幣的にどのように評価して、どのように記録するかは極めて重要な問題である。なぜなら、企業の実態がすべて貨幣額により財政状態と経営成績等が評価されて明らかとなるためである。

つまり、経営者が「理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」とは、企業の

(13) 中小企業庁・金融庁（中小企業の会計に関する検討会）「中小企業の会計に関する基本要領」2012年2月1日、1頁。

(14) 同上書、1頁。

(15) 武田隆二『新会社法と中小会社会計』中央経済社、2006年、2頁。

利益計算であり、そのためには、企業における経済行為の測定を行わなければならないことから、これはそのための創設規定であると考えられるのである。

これについて万代勝信教授は、「伝統的な企業会計における基本的な考え方、すなわち損益計算書による適正な期間損益計算と、貸借対照表による財政状態の表示を達成するために必要な最低限の会計のルールをまとめたものである」⁽¹⁶⁾と述べている。

2015年6月に中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループから「中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン」が公表され、中小企業のうち中小企業会計基準の認知度は全体の24.4%と示された⁽¹⁷⁾。今後も中小企業に関する会計基準の啓蒙活動が必要である。多くの中小企業は税理士に記帳代行を委託することがあり、同資料から、「税理士が経営者側に会計情報を提供していない……この背景には、経営者の会計への関心の低さが存在するという意見が見られた。とりわけ、金融借入がなく、利害関係者も少ない企業にとって、会計は専門家に任せきりの遠い存在となっている（知る必要性を感じていない）」⁽¹⁸⁾と示されている。

このヒアリング調査結果では経営者の会計への関心の低さ、会計情報の不必要性が示されているが、なぜ、経営者がこのような考え方に至ったのかという経緯は示されていない。筆者が個人事業経営者へインタビュー調査したコメントの中には、月別損益分岐点や運転資金等の会計情報を求める意見があった。また、個人事業の会計情報は実態と対応していないということも要因の1つであるとする。

ここでいう実態とは、個人事業は資本と経営が未分離であると同時に事業会計と家計が一体ないし結合されて経営を行っているという意味である。また、個人事業から事業を開始した企業は税理士と相談をしながら事業を営むことになるが、事業方針や内容に変更がないにもかかわらず4年後に法人化を行い中小企業（株式会社）となる場合がある。これは消費税の節税対策で行われる。消費税法において原則、個人事業者はその年（判定したい年）の前々年、法人はその事業年度（判定したい事業年度）の前々事業年度において、課税売上高（消費税が生じる売上高合計額＋輸出取引等の免税となる売上高合計額）が1,000万円を超える場合、納税義務者となる。

個人事業として2年間事業を営んだ後、法人化を行い株式会社として新たに事業を開始したとすれば、個人事業として2年間、株式会社として2年間の計4年間の消費税の納税を回避するという節税対策が可能となる。

節税対策という経営政策から、事業の実態が変化しないにもかかわらず個人事業から企業へ変更することが実務上存在するのである。さらに、中小企業簿記要領において、事業会計と家計は区別しなければならないと示されているが、個人事業の実態としては、事業用と家計用の資産等が混在している場合もある。もちろん、税法上においても課税所得計

(16) 川崎照行・万代勝信編著『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社、2012年。

万代勝信「中小企業の会計基本要領」71頁。

(17) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン」2015年6月、2頁。(中小企業862社回答・回答率17.2%)

(18) 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ「中小会計要領の集中普及期間の成果と今後のアクションプラン」2015年6月、4頁。(税理士・税理士法人50社及び127社の中小企業にヒアリング調査を行った。)

算上、事業会計と家計は区別しなければならないため、このような会計処理は税法の観点からも必要である。税法上の規制により事業会計と家計を区分しなくてはならないため、事業の資金を経営者が家庭のために使用した場合は、店から奥へ金銭を貸付けた（事業主貸勘定）と記録し、税法上の要件を基準に事業会計と家計の区別を判定している。

しかし、上述した貸付金は経営者＝投資者のため基本的には回収されない。個人事業の中には創業から1年で370万円の事業主貸勘定が増加し、資産全体のうち22%以上を占めるという事例もある。このような事業主貸勘定は毎年増加するため、これが表示される貸借対照表が事業の財政状態を実質的に示しているかという疑問である。税法上の要件を満たし、事業会計と家計を区別できたとしても、現行の会計構造では事業実態に対応した会計情報を明らかにすることができないのである。

世界最古の簿記書といわれる Fra Luca Bartolomeo de Pacioli（以下、パチオリとする。）の「*Summa de Arithmetica, Geometria, Proportioni et Proportionalita*（スンマ）」では、所得税がない時代だったためか家庭の家事費についても科目を設定して記帳するという内容が示されている⁽¹⁹⁾。

パチオリはヴェネツィア出身であり、ヴェネツィアの商人は家族・親族中心型の経営を行っていたことから、企業の実態に対応させるためにこのような記載をしたものと考えられる⁽²⁰⁾。我が国では、個人事業は家族経営やファミリービジネスといった形態を採用しているケースが多いことから、個人事業の実態を把握するためには事業会計と同時に家計の記帳も行う必要があるのである。我が国における家族経営やファミリービジネスの形態については後藤俊夫教授が詳説に示している⁽²¹⁾。

中小企業庁指導部が1950年7月に公表した「小売店経営簿記要領解説」には、序説に「店（営業会計）と奥（家計）とが混同されがちであること」と示されており、日々の取引を記録する日記表には事業の記録と一緒に「家事費」を記録する項目も示されている⁽²²⁾。ここに示されている「家事費」は、現在では事業主貸勘定（当時は店主勘定）として記録されているが、当時は紙媒体で会計記録を行うという事務負担を考慮して「家事費」という大きな括りで会計帳簿組織を構築したものと考ええる。

そのことから、70年前の記帳方法を現在でも同じような形式で家事費の記録を行っていることになる。店と奥が一体となり経営を営む個人事業は、片方の主体が崩壊すれば双方の主体が崩壊することに繋がるため、家計の資金用途についても会計記録を行う必要がある。

パチオリも「経常家事費の勘定が断然必要である。それには、肉、深靴、帽子、仕立代、毛織物、飲物、心付け、理髪師、パン屋、水汲み人、勝手道具、花瓶、ガラス製品、桶類一式、浴槽、たらい、樽のような費用を含む。……穀物、羊毛、ぶどう酒のような大きな

(19) 本田耕一訳『パチオリ簿記論』現代書館、1975年、128-129頁。

(20) 渡邊泉『会計学の誕生 複式簿記が変えた世界』岩波書店、2017年、28-29頁。・田中靖浩『会計の世界史 イタリア、イギリス、アメリカ500年の物語』日本経済新聞出版社、2018年、70頁。

(21) 後藤俊夫編集・島田美奈『ファミリービジネス 知られざる実力と可能性』白桃書房、2012年。後藤俊夫監修『ファミリービジネス白書 2015年版』同友館、2015年。を参照されたし。

(22) 中小企業庁指導部編集『小売店簿記要領解説』國元書房、1950年、5頁、13頁。

出費は起こるたびに毎日、それぞれ記録しなさい」⁽²³⁾と述べている。また、営業費勘定のように総称した勘定で記録することも必要であると同時に、各項目に対する出費額が容易に見つけ出せるようにしなさいと、当時の事務環境を考慮した内容も示されている⁽²⁴⁾。

しかしながら、ICT (Information and Communication Technology) を活用している現在の会計帳簿であれば、上述した内容について会計記録を行うことは難しくない。

最近では、ICT 媒体を利用して比較的容易に帳簿記入が行えるように会計帳簿組織の構造が変化されたことは高く評価できるのだが、未だ改良の余地があると考えられる。

個人事業が適正に事業評価を行うためには、事業会計と家計を結合させた会計帳簿（仕訳帳）組織から記録を行い、財務諸表の提出用途に合わせて、事業用と家計用の財務諸表が独立して会計情報を読み取ることができ、さらには、店と奥が一体という実態に対応させるために、双方の財務諸表を本支店会計または連結修正仕訳のような手続きを施して、結合財務諸表を作成する必要がある。

ICT を利用し事業会計と家計の会計帳簿を結合させた帳簿組織から記帳を行うことで、税金申告、事業の把握、金融機関への事業の説明、事業承継時の適正な財産計算等を円滑に行うための会計データを一度の記録で同時に取得することが可能になるのではないかと考えるのである。さらには、損益分岐点や投資利益率といった管理会計的データも読み取れるようにすることで簿記の役割をより高めることができるのである。事業会計と家計の双方について会計記録を行い、そこから本支店会計または連結修正仕訳の技術を利用してそれらが結合された会計情報こそ、実態に対応した実質的な個人事業における財政状態及び経営成績等を示すのではないだろうか。

店と奥が一体となり経営をしている個人事業は、例えば経営者の妻に支払った専従者給与は事業の立場からすれば必要経費であるが、専従者給与の資金を事業活動にも使用する等、実質的に経営者の自由裁量的に利用することが可能となる項目もある。事業会計と家計を結合させた場合は、事業の専従者給与（費用）と家計の給与収入（収益）は内部取引として相殺消去させることも考えられる。

しばしば、個人事業ないし中小企業は資本と経営が未分離であるため、会計報告は不必要という指摘があるが、これは間違いである。Leffson, Ulrich (以下、レフソンとする。) は商法が報告義務のない商人ないし個人事業（個人事業主）に対して決算義務を課しているのかという疑問に対して、「法が破産に対する商人自身の保護と債権者の保護とを志向して、経営者自身に自己報告を望んでいる」⁽²⁵⁾と指摘している。また、レフソンはパチオリの「スンマ」でも明らかであると述べている⁽²⁶⁾。会計帳簿への記録の役割は、原点を辿ると債権債務の備忘記録、トラブル発生時の文書証拠、つまり公正証書の代わりを果た

(23) 本田耕一訳、前掲書、128-129頁。

(24) 同上書、129頁。

(25) Leffson, Ulrich. *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 1. Aufl., Düsseldorf. 1964., S. 49. (高木靖史「会計原則 (GoB) の演繹的決定方法の展開 (1) —U. レフソンの方法論の考察—」『福岡大学商学論叢』第37巻第2号、福岡大学総合研究所、1992年9月、21頁。)

(26) Leffson, Ulrich. *Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung*, 7. Aufl., Düsseldorf. 1987., S. 55. (高木靖史「会計原則 (GoB) の演繹的決定方法の展開 (1) —U. レフソンの方法論の考察—」『福岡大学商学論叢』第37巻第2号、福岡大学総合研究所、1992年9月、21頁。)

すことにあり、さらに、経営者に自社の事業状況を把握させ、破産等の防止という効果も与えることができるのである⁽²⁷⁾。この意味でも、個人事業は資本と経営が未分離であっても、会計報告は必要なのである。

3. 税務会計による影響

個人事業は計算書類の公告義務はなく、所得税法による確定申告のために経理を行うといった税金申告のために記帳する傾向にある。個人事業において会計情報は金融機関や申告納税による決算書の提出のみしか役に立っていないというのが現状である。本来、簿記の実質的な役割は経営者の自己報告や事業状況の把握についての機能である。そのため、本来の帳簿記入の役割を果たすことができていないことから、個人事業から法人化しても経営者は会計処理＝税金申告のためという意識は変化しない。経営者が自社の事業状況を把握しないで経営を行えば破産や自社を取り巻く債権者に悪影響を与えかねないのである。

税務会計を行うことで、企業の実質的な財政状態及び経営成績等が乖離してしまう問題がある。つまり、税金を計算するための基準がそのまま個人事業の会計に流用されているのである⁽²⁸⁾。法人化された中小企業であれば、企業会計上の利益額から「法人税申告書別表4」により、所得を再計算できる構造となっているが、個人事業は「法人税申告書別表4」が設けられていないため企業会計上の利益から所得を再計算する仕組みがない。

税務会計は、課税の公平・中立（効率）・簡素という観点から、課税所得を算定し、そこから納税額を計算することを目的としたものである。法人税法上では、企業会計上の利益額を算出した後、「法人税申告書別表4」により課税所得を計算できる構造となっている。しかし、中小企業のほとんどは「法人税申告書別表4」を使い課税所得を計算するのではなく、税法基準により決算書を作成しているのが実態である⁽²⁹⁾。国税庁長官官房企画課が2016年3月に公表した「会社標本調査」によれば法人の約66.4%が欠損法人である。これらの企業は経営不振で赤字経営になっている企業が存在する一方で、節税目的で赤字法人にしている企業も存在するのである。

これは、年間の利益予測を行い、その利益額がゼロに接近するように役員報酬額を設定すれば、企業の利益はゼロないし赤字になるが、経営者には役員報酬として個人（家計）に収入が入ってくるので、生計がたてられるのである。企業の立場からすれば経営者に支払う役員報酬は費用（税法上は損金）であるが、経営者の立場から考えれば収益（税法上は給与収入）となるのである。

個人事業は、所得税法に基づいて売上収入額から必要経費額を差し引いて課税所得（事業所得）を計算するが、法人のように「法人税申告書別表4」がないため、企業会計上の利益額を計算できる余地がない。個人事業では、青色申告決算書により損益計算書及び貸借対照表を作成し、青色申告決算書に示されている損益計算書の課税所得額は、税金を計算するための基礎の金額であり、本来の経営成績を示す利益額とは異なるのである。その

(27) 渡邊泉『帳簿が語る歴史の真実』同文館、2016年、3頁。

(28) 岡本吏郎『実学 中小企業のパーフェクト会計』ダイヤモンド社、2011年、17頁。

(29) 同上書、17頁。

ため、税務会計は税制改正の影響が会計情報にも反映されてしまうという問題が生じるのである。

節税対策を重視すれば、赤字の方が税金を納付しなくてもよいため、成績不良になるよう財務諸表を作成することが望ましいという考え方が成り立ってしまうのである。税務会計の要因から実質的な財政状態及び経営成績が明らかにならなければ、内部的には自社の運転資金、損益分岐点等が不明瞭となり、外部的には銀行への借入れの困難性、事業承継時の適正な財産計算が行えない等、会計情報から生じる問題点が想定される。また、企業の持続可能性という機能を著しく阻害する要因の一部にもなるであろう。

4. 資金繰りの不透明性

赤字法人となれば、当然、当期純利益はゼロのため留保利益は増加しない。むしろ、留保利益はマイナスになる。留保利益のマイナスは自己資本を減少させることから、節税の行為は事業の資金繰りの状態を悪くする要因になるということになる。逆を言えば、資金繰りを良好な状態にするためには、留保利益を生み出し、税金を納付することが必要である。

また、前年度の所得が増加すると当年度は前年度の所得額に基づいて算定された税金を納付しなければならず、過度な所得の獲得は資金繰りを悪化させるのである。我が国における個人事業は、上述したように持続可能性という側面を重視していることが多く、規模の拡大を行わずに創業当時の規模を維持しながら経営を営む傾向にある。個人事業は、規模の拡大を行わない場合、売上高を年々一定にさせることは可能であるが、売上高を右肩上がりに毎年増加させることは上述したから困難である。

また、利益を生み出す売上高は、大幅に増加すればよいというものではない。増加することで営業量が増加し、それに伴い営業に必要な運転資金の量も増加するからである。

営業活動により創出した資金の多くは、販売という事象により発生した売上げから創出させる。売上高が増加している個人事業は確かに望ましいといえるが、売上高が発生し、それに伴い売上債権が増加すれば当然、運転資金も同時に増加する。この運転資金が企業自身で自己調達できなければ借入金により資金を調達することになる。つまり、売上高が増加するに比例して、運転資金も増加することになり自己調達の資金で運転資金が賄えなければ借入金等の負債がさらに増加することになるため、継続的な事業を遂行することが困難になるのである。

個人事業自らの規模に適した営業量により売上高を増加させ、それに伴い自身の創出したキャッシュ・フローから運転資金が確保できたとき、継続した事業の遂行が可能となり、そのような状態がより強化されれば個人事業の持続可能性を高めることができるのである。

個人事業で問題になるのは、上述した内容は一般的にも明らかになっているが、実態に対応しない会計情報、税務会計による影響から運転資金等を把握するための会計情報を、経営者は入手することができないのである。個人事業の経営者へインタビュー調査（飲食業）を行った時に次のような意見があった⁽³⁰⁾。

- ①現在は、アプリやスグレジ等の ICT 機器により、毎日の売上高、客の平均売上単価、

- 商品別売上高, 時間帯別売上高は明らかになるので, タイムリーな収益性分析はできる。
- ②現在使用しているアプリやスグレジでは家計の記録, 仕入等の費用に関する記録, 仕入先別支払代金の残高確認が1つの記録媒体からタイムリーに行えず, 確認をする場合は記帳代行を依頼している専属の税理士に連絡をする必要がある。
 - ③上記のような確認は営業時間が終了し, レジを締め切るときに行いたい, 専属の税理士と営業時間が異なるため, 連絡が円滑に行えないし, 自分で会計記録を付けていないため, 説明を受けないと会計情報を受け取っても読み取ることができない。

クラウド会計システムにより経営者はタイムリーに会計情報を入手することは可能であり, 税理士が記帳した会計情報も容易に入手可能であるが, 経営者による会計情報の利活用が円滑に行えていないことがわかる。こちらのインタビュー調査をした経営者から「タイムリー」というコメントが目立った。

個人事業は, 営業が良好であれば売上高は年々または毎月一定額となるため運転資金と + a の資金は確保できるが, 税金等の法の規制により資金の社外流出が増加する事象が生じた場合, 資金ショートする可能性がある。そのため, 個人事業は決算書作成時点, 月末時点という一定期間ごとの財政状態及び経営成績ではなく, 現時点の財政状態, 経営成績さらにはキャッシュ・フロー情報等の会計情報を求めているのである。

従来は, 現時点でのタイムリーな会計情報の入手は困難であったが, 現在は ICT を活用することにより, 一度の会計記録からこれらの会計情報を自動的に入手することも可能であると考え。現在の会計帳簿の構造を再構築することで, 従来では入手できなかった会計情報が入手可能になるのである。

5. 結 論

本稿では, 個人事業が抱える会計情報の問題について明らかにした。具体的な解決方法は今後の検討課題としたいため, 研究ノートとして記すこととした。実質的な個人事業の会計情報は税法の規制や会計記録の構造の問題から不明瞭となっている。個人事業は資本と経営が未分離であると同時に店と奥が一体ないし結合されて経営を行っている。

個人事業は家族経営やファミリービジネスといった形態を採用しているケースが多いことから, 個人事業の実態を把握するためには事業会計と同時に家計の記帳も行う必要がある。

ICT を利用し事業会計と家計の会計帳簿を結合させた帳簿組織から記帳を行うことで, 税金申告, 事業の把握, 金融機関への事業の説明, 事業承継時の適正な財産計算を円滑に行うための会計データを同時に取得することが可能なのではないかと考えるのである。さらには, 損益分岐点や投資利益率といった管理会計的データも読み取れるようにすることで会計情報の質をより高めることができるのである。事業会計と家計の双方について会計

(30) 店舗名: CB 店 千葉県船橋市の駅前に店舗を設置し, 2017 年 12 月に創業している。業種は飲食業で席は 17 席のいわゆる一般的な個人事業である。営業日数は週 5~6 日である。売上高の公表について時間的に承諾が得られなかったため, 本稿では伏せるが, 黒字企業であり, 各月の売上高も概ね一定額となっていた。

記録を行い、そこから本支店会計または連結修正仕訳の技術を利用し、それらが結合された会計情報こそ、実態に対応した実質的な個人事業の財政状態及び経営成績等を示すのではないだろうか。

また、従来は現時点でのタイムリーな会計情報の入手は困難であったが、現在はICTを利活用することにより、一度の会計記録からこれらの会計情報を自動的に入手することも可能である。

今後は、上述した会計情報が入手可能な会計記録媒体たる会計帳簿の再構築と事業会計と家計の結合を行うための理論的なアプローチを示していきたい。

(2020.1.17 受稿, 2020.2.26 受理)

〔抄 録〕

本稿は、個人事業が抱えている会計情報の問題点について指摘をしている。実質的な個人事業の会計情報が税法の規制や会計記録の構造の問題から不明瞭となっている。個人事業は資本と経営が未分離であると同時に店と奥が一体ないし結合されて経営を行っているため、個人事業の実態を把握するためには事業会計と同時に家計の記帳も行う必要がある。現在ではICTが著しく発達しているため、事業会計と家計の会計帳簿を結合させた帳簿組織から記帳を行い、税金申告、事業の把握、金融機関への事業の説明、事業承継時の適正な財産計算を円滑に行うための会計データを一度の会計記録で同時に取得することが可能なのではないかと考えるのである。

さらには、管理会計的データも読み取れるようにすることで簿記の役割をより高めることができるのである。事業会計と家計の双方について会計記録を行い、そこから本支店会計または連結修正仕訳の技術を利用し、それらが結合された会計情報こそ、個人事業の実態に対応した実質的な財政状態及び経営成績等を明らかにできるという見解を示している。